明和町木造空家住宅除却補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、明和町補助金等交付規則（昭和48年明和町規則第３号。以下「規則」という。）に基づき、本町に存する旧基準木造住宅（以下「木造住宅」という。）の除却工事を実施する所有者に対し、予算の定める範囲内において明和町木造空家住宅除却補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、本町区域内の耐震性の不足している木造空家住宅の建替えを促進し、もって災害による町内の人的及び物的な被害の軽減を図るとともに、住環境の改善に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

（１）木造住宅　次に掲げる事項とする。

　　ア　昭和56年５月31日以前に着工し、又は完成しているもの

　　イ　延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されているもの

　　ウ　階数が３階以下のもの

　　エ　在来軸組構法、伝統的構法及び枠組壁工法によって建てられたもの

（２）耐震診断　耐震診断者が「三重県木造住宅耐震診断マニュアル」又は一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」で定める一般診断法、又は精密診断法１に基づき、実施する耐震診断をいう。

（３）耐震診断者　建築士法に基づく登録を受けた建築士事務所に所属する建築士（昭和25年法律第202号）であり、かつ、三重県が後援する、又は一般財団法人日本建築防災協会が主催する木造住宅耐震診断講習を修了した者をいう。

（４）耐震基準　建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第３章及び第５章の４に規定する基準又は建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第３項第１号の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準（平成18年国土交通省告示第185号）をいう。

（５）除却工事　町長が空家と判断した木造空家住宅を全て除却する工事をいう。ただし、区分所有建築物の場合は、その所有している部分を除却する工事をいい、復旧工事は含まないこととする。

（６）除却工事施行者　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項の許可を受けている者及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第１項の登録を受けた解体工事業者をいう。

（補助対象事業）

第３条　補助対象事業は、次の各号のいずれにも該当する本町に存する木造空家住宅で、除却工事施行者により除却工事が行われるものをいう。

（１）昭和56年５月31日以前に建築されたものであること。

（２）耐震診断の結果、評点が0.7未満と診断されたもの又は町長が耐震性がないと判断したもの

（３）外壁から敷地境界線までの距離が、平屋の場合２メートル以内、２階建て以上の場合は４メートル以内に建てられている住宅であること。

（４）これまでに他の要綱等に基づき、除却又は耐震改修等に係る補助金の交付を受けた建築物（区分所有建築物の場合は、その所有している部分をいう。）でないこと。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）補助対象建築物を３年以上所有している個人所有者又はその相続人であること。

（２）前号の所有者又は相続人であって、固定資産税を完納しているもの。

（補助金の額等）

第５条　補助金の額は、別表のとおりとする。

２　前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、除却工事に着手する前に、明和町木造空家住宅除却補助金交付申請書（第１号様式）に、次に掲げる書類を添えて町長に申請をしなければならない。

（１）補助対象建築物の確認通知書（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第３項に規定する文書をいう。）の写し又は建築工事着手年月日が推測できるもの

（２）第４条第１号の所有者及び相続人であることが確認できる書類

（３）除却工事工程表

（４）建物現況図（付近見取図・配置図・平面図）

（５）現況写真

（６）除却工事に要する費用の見積書又はその写し

（７）耐震診断者が作成した補助対象建築物の耐震診断報告書

（８）補助金の交付を申請しようとする日の属する年度の前年度分の固定資産税の納税通知書

（９）同意書（補助対象建築物の所有者と土地の所有者が異なる場合、補助対象建築物の所有者と占有者又は居住者が異なる場合、相続人が複数人いる場合、補助対象建築物を共有している場合又は区分所有建築物の場合）

（10）委任状

（11）誓約書

（12）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第７条　町長は、前条の規定による申請を受理したときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、明和町木造空家住宅除却補助金交付決定通知書（第２号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、補助申請者に通知するものとする。この場合において、町長は当該補助金の交付について条件を付することができる。

２　町長は、前項前段の規定による審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、明和町木造空家住宅除却補助金不交付決定通知書（第３号様式）により、補助申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請の取下げ）

第８条　補助申請者は、前条第１項前段の規定による通知を受け取った場合において、交付申請を取り下げるときは、当該通知を受け取った日から起算して10日以内に明和町木造空家住宅除却補助金交付申請取下届（第４号様式）を町長に提出することにより、当該補助金の交付に係る申請を取り下げることができる。

２　前項の規定による取下げがあったときは、前条第１項前段の規定に基づく当該補助金に係る交付決定はなかったものとする。

（除却工事の着手）

第９条　第７条第１項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該通知を受け取った日から速やかに除却工事に着手するものとし、当該除却工事に着手したときは、直ちに明和町木造空家住宅除却工事着手届（第５号様式）に、次に掲げる書類を添えて町長に届け出なければならない。

（１）除却工事に係る契約書の写し

（２）前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（申請事項の変更）

第10条　補助決定者は、補助金の交付決定を受けた後、事業の内容等を変更しようとするときは、あらかじめ明和町木造空家住宅除却工事内容変更等承認申請書（第６号様式）に、次に掲げる書類を添えて、町長の承認を受けなければならない。

（１）交付決定通知書の写し

（２）変更内容が分かる書類

（３）変更工事費内訳明細書

（４）前３号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

２　町長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、必要と認めるときは、補助金の額その他補助金の交付決定に係る内容を変更し、明和町木造空家住宅除却工事内容変更等承認通知書（第７号様式）により補助決定者に通知するものとする。

（除却工事の中止）

第11条　補助決定者は、事情により除却工事を中止しようとするときは、速やかに明和町木造空家住宅除却工事中止届（第８号様式）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（１）交付決定通知書の写し

（２）前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

２　第８条第２項の規定は、前項の場合に準用する。

（完了報告）

第12条　補助決定者は、除却工事終了後、速やかに明和町木造空家住宅除却工事完了報告書（第９号様式）に、次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

（１）除却工事写真

（２）領収書の写し

（３）除却工事費の明細又はその写し

（４）産業廃棄物管理票の写し

（５）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第13条　町長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、除却工事が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を決定し、明和町木造空家住宅除却補助金確定通知書（第10号様式）により、補助決定者に通知する。

（交付決定の取消し等）

第14条　町長は、補助決定者が規則第16条第１項各号のいずれかに該当すると認められるときは、明和町木造空家住宅除却補助金交付決定取消通知書（第11号様式）により補助決定者に通知し、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に交付している補助金があるときは、明和町木造空家住宅除却補助金返還命令書（第12号様式）により、期限を定めてその返還を命じることができる。

（補助金の請求）

第15条　補助決定者は、第13条の規定による確定通知を受けた後、速やかに明和町木造空家住宅除却補助金請求書（第13号様式）を町長に提出しなければならない。

（細目）

第16条　この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

別表（第５条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項 | 区分 | 補助対象経費 | 補助額 |
| １ | 一戸建ての住宅に係る除却補助 | 除却工事に要する経費 | 次に掲げる額のうち、少ない方の額とする。（１）補助対象経費の23％以内（２）207,000円 |
| ２　 | 長屋又は共同住宅に係る除却補助 | 除却工事に要する経費 | 次に掲げる額のうち、少ない方の額とする。（１）補助対象経費の23％以内（２）207,000円 |

第１号様式（第６条関係）

　　年　　月　　日

（宛先）明和町長

　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　申請者　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

明和町木造空家住宅除却補助金交付申請書

明和町木造空家住宅除却補助金交付要綱に基づき、木造住宅の除却工事を行いたいので、下記のとおり申請します。

　なお、当該工事を実施する住宅及び当該工事を実施することを確認するために町が住民基本台帳、戸籍台帳、固定資産台帳等について照会を行うことに同意します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住宅の概要 | 住宅の所在地 | 多気郡明和町大字 |
| 住宅の種類 | 専用住宅 ・ 併用住宅 ・ 共同住宅 ・ 長屋 ・ (　　) |
| 建築年月 | 年　　　　月　　　　着工　・　完成 |
| 階数 | 階 | 延べ面積 | 平方メートル |
| 併用住宅の住宅以外の面積 | 平方メートル |

以下事務処理欄

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工事費等 | 予定工期 | 年　　月　　日～　　年　　月　　日 |
| 工事種別 | １　耐震補強工事　２　準耐震補強工事３　除却工事　　　４　リフォーム工事 |
| 総工事費 | 円 |
|  | うち、除却工事費 | 円 |
| うち、工事監理費 | 円 |
| うち、その他工事費 | 円 |
| 補助対象経費 | 除却工事 | 円 |
| 補助申請額 | 円 |

第４号様式（第８条関係）

年　　月　　日

（宛先）明和町長

住所

申請者　氏名　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号

明和町木造空家住宅除却補助金交付申請取下届

　　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　　号により補助金交付決定の通知を

受けた明和町木造空家住宅除却補助金交付申請について、下記のとおり取り下げます。

記

１　住宅の所在地　　多気郡明和町大字

２　住宅の種類　　専用住宅・併用住宅・共同住宅・長屋・(　　　　)

３　理由

第５号様式（第９条関係）

　　年　　月　　日

（宛先）明和町長

　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　申請者　氏名　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

明和町木造空家住宅除却工事着手届

　　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号により補助金交付決定の通知を受けた木造空家住宅除却工事を　　年　　月　　日から着手しましたので、届け出ます。

記

１　住宅の所在地　　　多気郡明和町大字

２　着　手　日　　　　　　　年　　月　　日

３　完了予定日　　　　　　　年　　月　　日

４　除却工事施行者

　　　　　　会社名等

　　　　　　住　　所

　　　　　　電話番号

第６号様式（第10条関係）

　　年　　月　　日

（宛先）明和町長

　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　申請者　氏名　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

明和町木造空家住宅除却工事内容変更等承認申請書

　　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号により補助金交付決定の通知を受けた木造空家住宅除却工事の計画を下記のとおり変更したいので、申請します。

記

１　住宅の所在地　　　多気郡明和町大字

２　住宅の種類　　　　専用住宅・併用住宅・共同住宅・長屋・(　　　　)

３　変更事項

 (1)　施工箇所及び施工方法の変更

 (2)　補助金額の変更

 (3)　その他

添付書類

(1)　交付決定通知書の写し

(2)　除却工事見積書（変更箇所を示したもので、補助対象部分と補助対象外部分との区分を明確にしたもの。

(2)　変更工事費内訳明細書

(4)　その他

第８号様式（第11条関係）

年　　月　　日

（宛先）明和町長

住所

申請者　氏名　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号

明和町木造空家住宅除却工事中止届

　　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号により補助金交付決定の通知を受けた木造空家住宅除却工事について、下記のとおり中止したいので、届け出ます。

記

１　住宅の所在地　　多気郡明和町大字

２　住宅の種類　　専用住宅・併用住宅・共同住宅・長屋・(　　　　)

３　理由

第９号様式（第12条関係）

　　年　　月　　日

（宛先）明和町長

　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　申請者　氏名　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

明和町木造空家住宅除却工事完了報告書

　　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号により補助金交付決定の通知を受けた木造空家住宅除却工事の計画について、下記のとおり工事が完了したので、報告します。

記

１　住宅の所在地　　　多気郡明和町大字

２　住宅の種類　　　　専用住宅・併用住宅・共同住宅・長屋・(　　　　)

３　完了の年月日　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

年　　月　　日

（宛先）明和町長

住所

申請者　氏名　　　　　　　　　　　㊞

電話番号

明和町木造空家住宅除却補助金請求書

　　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号により交付の確定を受けた明和町木造住宅除却補助金を下記のとおり請求します。

記

１　住宅の所在地　　多気郡明和町大字

２　住宅の種類　　　専用住宅・併用住宅・共同住宅・長屋・(　　　　)

３　支払請求額　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

４　振込先

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 振込先金融機関名 | 金融機関名 | 本店銀行　　　　　　　　支店 |
| 農協　　　　　　　　本店漁協　　　　　　　　支店 |
| 　 |
| 預金の種類 | 普通　・　当座(該当を○で囲む。) |
| 口座番号 | 　 |
| フリガナ | 　 |
| 口座名義人 | 　 |